

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOインターネット株式会社
代表取締役会長兼社長 熊谷正寿

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成21年3月25日（水曜日）午後7時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年3月26日（木曜日） 午後6時
2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール 1階「ダイヤモンドルーム」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第18期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役13名選任の件
第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.gmo.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成20年1月1日
至 平成20年12月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の信用力の低い個人向け住宅融資(サブプライムローン)問題に端を発した信用収縮の長期化が世界的な金融危機に発展し、日本経済にも大きな影響を与え、景気は悪化傾向にありました。

このような経済環境のなか、当社の事業分野であるインターネット関連市場につきましても、インターネット利用者が8,227万人(※1)に達し、このうち、ネットショッピングの利用者が80.9%(※1)を占め、電子商取引の市場規模は2.6兆円(※2)にまで成長しております。また、インターネット広告市場においては、平成20年の日本の広告費が前年比4.7%の減少となるなか、ネット広告においては前年比16.3%増(※3)と、引き続き高い伸びを示しました。このように、個人および法人にとってインターネット関連ビジネスは人々の生活に必要な不可欠なサービスとして順調に成長しております。

このような事業環境において、当社を中核とするGMOインターネットグループでは、ドメイン、レンタルサーバー、EC支援・Web制作(※4)、セキュリティ、決済までと、Webサイトの活用に必要な全てのサービスを提供するネットインフラ事業から、SEM(※5)メディアなどを提供し、Webサイトの集客を支援するネットメディア事業まで、Webサイト活用・集客に必要なサービスをワンストップで提供しており、日本を代表するインフラ系ネット事業者として、現在国内の132万のお客様(63万法人顧客・69万個人顧客)にご利用いただいております。

当連結会計年度は、前期に大幅な損失を出した金融事業からの撤退後初の決算期を迎え、従来からの本業であるインターネット関連事業、特に、インターネット関連市場の中で成長分野となっているSEMやECへの経営の舵取りを迅速に行った結果、前期と比較し同事業撤退に伴う減収はあるものの、利益面での大幅な業績回復を実現することができました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は37,247百万円(前期比19.6%減)、営業利益は4,143百万円(前期は8,922百万円の損失)、経常利益は4,031百万円(前期は9,666百万円の損失)となり、当期純利益は2,111百万円(前期は17,598百万円の損失)を計上するにいたりました。

また、連結子会社である、GMOペイメントゲートウェイ株式会社が、平成20年9月に東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所市場第一部へ市場変更を行い、平成20年12月には株式会社paperboy & co.が、ジャスダック証券取引所へ新規上場するなど、当社グループ全体の企業価値が更に向上いたしました。

(事業セグメント別営業収益)

(単位：百万円)

	第 18 期	構 成 比	第 17 期	前期比増減率
ネットインフラ事業	19,030	51.1%	18,869	0.9%増
ネットメディア事業	18,726	50.3%	13,594	37.8%増
その他事業	76	0.2%	14,166	99.5%減
セグメント間取引消去	585	△1.6%	314	
合 計	37,247	100.0%	46,315	19.6%減

当連結会計年度における事業セグメント別の営業の概況は以下のとおりです。

① インターネット活用支援（ネットインフラ）事業

インターネット活用支援（ネットインフラ）事業は、主にドメイン取得事業、レンタルサーバー事業、EC（E-Commerce）支援・Web制作事業、セキュリティ事業、決済事業の5つの事業分野で構成し、Webサイトやネットショップなどインターネットを活用するために必要なすべてのサービスをワンストップで提供しています。

当事業分野の特徴は、ドメインを取得したお客様がサーバーやEC支援、セキュリティ、決済など必要な全てのサービスを当社グループで揃えることができる利便性と、異なるサービスを組合せた他社ではまねのできない付加価値の高いサービスなど、各事業における相乗効果が発揮できるところにあります。

当連結会計年度におきましては、セキュリティ事業の海外展開などの事業計画に遅れがあるものの、その他の各事業が補完し、業績は堅調に推移しました。

(ドメイン取得事業)

本事業におきましては、Webサイトやネットショップなどに必要なインターネットの住所となるドメインの取得サービスを提供しています。

当連結会計年度は、国内事業者最大手としての地位を圧倒的なものとするために、品質・価格面における競合他社との徹底した差別化を行ったことにより、新規獲得件数を伸ばしてまいりました。また、登録済みドメインの更新を積極的に促進しました。

この結果、ドメイン登録数は前期比19.1%増の85万件、売上高は前期比13.5%増の2,378百万円となりました。

(レンタルサーバー事業)

本事業におきましては、Webサイトやネットショップなどに必要なインターネット上に情報を載せるための格納スペースとなるサーバーを、お客様のニーズに応じた機能・価格帯にて幅広く提供しています。

他社との差別化を図るため、価格面の見直しや機能の強化を徹底した結果、新規契約件数を伸ばしました。また、システム構築から運用管理、障害対応までを一括して行うマネージドホスティングサービスの提供を開始し、高価格帯サービスの拡充にも力を入れてまいりました。

この結果、契約件数は前期比7.5%増の38万件、売上高は前期比4.3%増の8,697百万円となりました。

(EC支援・Web制作事業)

本事業におきましては、ネットショップの開設から運用までをサポートしています。現在、ショッピングモールへの出店は手数料が高く、価格競争も激しいため、自社サイトによるネットショップの出店ニーズが高まりつつあるなか、使いやすく高機能なサービス提供と充実したコンサルティング・サポートを展開してきた結果、契約件数を順調に伸ばしてまいりました。

また、この事業分野は、ネットショップに必要な開設ツールから、GMOインターネットグループのセキュリティ、決済、更に集客まで、すべてのサービスをワンストップで提供し、各事業の収益効果を最大限に発揮できる成長分野でもあります。

当連結会計年度においては、売上高が前期比2.9%減の3,031百万円となりましたが、契約件数は順調に増加し、前期比40.6%増の2.9万件となり、ショッピングモールではない自社出店サイトの店舗数としては、業界随一の規模となりました。

(セキュリティ事業)

本事業におきましては、インターネットショッピングにおけるクレジットカード情報などの機密性の高い情報を暗号化し、保護するセキュリティサービスを、日本国内のみならず、欧州、北米、中国を拠点として提供しています。

当連結会計年度においては、これまでのセキュリティサービスには類のない極めて短時間で処理が完了する「ワンクリックSSL」や、ヤフー株式会社との認証サービスの共同開発など、商品力の積極的な強化を行ってまいりました。

この結果、売上高は前期比12.0%増の1,076百万円となりました。

(決済事業)

本事業におきましては、インターネットショッピングに代表される、非対面販売を行う事業主（加盟店）に、安全で安心な決済サービスを提供しています。

当連結会計年度は、加盟店からの要望の高まりとオンラインショッピング市場において決済手段が多岐にわたってきたことを受け、クレジットカードに加えコンビニ収納、電子マネー・Pay-easyなど多様な決済手段を一括して提供する「PGマルチペイメントサービス」を開始し、オンライン課金分野の強化に取り組みました。また、景気に影響されにくい公共料金等、生活に密着した月額サービス支払いなどの継続課金分野の開拓も順調に推移しました。

この結果、売上高は前期比14.8%増の2,213百万円となりました。

② インターネット集客支援（ネットメディア）事業

インターネット集客支援（ネットメディア）事業は、主にインターネットメディア・検索関連事業と広告代理事業から構成され、Webサイトやネットショップなどにおいて集客に必要なサービスを提供しています。

当事業分野の特徴は、Webサイトやネットショップを開設された事業主に対し、より効果的、効率的な集客を提案することにより事業分野を交えた相互販売とお客様には更なる利便性、付加価値を提供する点にあります。

当連結会計年度は、昨今の景気の影響を受け、広告代理事業のうち求人広告分野が減収となったものの、GMOインターネットグループの自社メディアの収益化が更に進み、SEMや検索連動型広告が成長の牽引役となり、業績は順調に推移しました。

(インターネットメディア・検索関連事業)

ネットショップの事業主において、自社サイトへのより効果的、効率的な集客が求められるなか、集客に有効な広告手法として関心の高いSEOや日本語キーワードなどのSEMメディアを強化しました。また、オーバーチュア株式会社との提携により、視聴者2,000万人規模（※6）を誇るGMOインターネットグループの自社メディアに効果的な広告配信をした結果、収益化が更に進みました。こうした自社メディアの収益化は、利益率の極めて高いサービスとなっており、GMOインターネットグループ全体の利益成長に大きく貢献しました。

この結果、売上高は前期比34.6%増の9,035百万円となりました。

(広告代理事業)

宣伝・販促広告において取扱媒体の多様化と、中堅・中小代理店の増加ならびにモバイル広告は、順調な伸びを示したものの、昨今の景気の影響を受け、求人広告分野の減収が業績に大きく影響しました。こうしたなか、GMOインターネットグループの相乗効果を活かした利益率の高い媒体やSEMメディアへのシフトなど販売体制の見直しなどを図ってまいりました。また、当連結会計年度においては、SEMの戦略的展開とインターネット広告販売の強化を図る目的で、株式会社N I K K Oを連結子会社化し、これにより売上高は増加いたしました。

この結果、売上高は前期比45.7%増の8,799百万円となりました。

- ※1 株式会社インプレスR&D「インターネット白書2008」
- ※2 株式会社シーメディア「電子決済総覧2007～2008」より2007年オンラインショッピング市場取扱高金額
- ※3 株式会社電通調査「日本の広告費」
- ※4 EC支援（E-Commerce（電子商取引）支援）・Web制作（ホームページ制作）
- ※5 SEM（Search Engine Marketing／サーチエンジンマーケティング）とは、検索エンジンを広告媒体として捉え、検索エンジンから自社Webサイトへのネットユーザー誘導の最大化を図るマーケティング
- ※6 Nielsen／NetRatings 2008年12月度データ 家庭からのアクセス

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、1,328百万円であり、ネットインフラ事業におけるソフトウェア等769百万円、ネットメディア事業におけるソフトウェア等192百万円および各事業共通のソフトウェア等17百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、広告代理事業を行う株式会社N I K K Oの株式2,400株を120百万円で取得しております。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

2. 対処すべき課題

本年は景気の後退傾向が強くなってきており、これによる各方面における消費・投資行動は節約志向が強まり、今まで以上にサービスの厳しい選別がなされていくものと予想されます。

当社グループでは、数々のナンバーワンサービスを提供しており、当社グループだからこそできる差別化戦略と先行き不透明な事業環境に迅速に対応することにより、この経営環境をチャンスと捉え、更に成長していく所存であります。

インターネット活用支援（ネットインフラ）事業におきましては、昨今の経済環境のなか、お客様の節約志向、すなわちサービス比較による選別への対応を重視してまいります。業界最大手としての地位を圧倒的なものとするために、価格面や機能面における他社との優位性を維持し、より一層の集客力の強化を図るため、マーケティングに注力してまいります。

また、成長分野であるEC関連においては、その事業運営の自由度やコスト面から、ショッピングモールへの出店のみならず自社サイトによる出店ニーズが高まりつつあるなか、当社グループのEC支援・Web制作事業では、これら自社サイト出店を、多様なサービスにより強力的にバックアップする体制が整っております。自社サイト出店のショッピングモールと比較した場合の集客力や信頼性、利便性といった短所を、当社グループの各種サービスにより補完し、自社サイト出店の普及を図り、これにより、当社グループの安定的な収益源としての磐石な顧客基盤の構築に努めてまいります。

インターネット集客支援（ネットメディア）事業におきましては、収益力の強化を最重要課題といたします。

収益性の観点から事業部門の再編を図り、自社メディアを利用した利益率の高いSEM等のインターネットメディア・検索関連事業へ経営資源を集中させ販売力を強化、更に、EC支援事業からの相互販売などにより安定的なストック収益の基盤を整えてまいります。

今後もインターネット総合企業グループとして、インターネットを楽しく豊かにし、もって社会を豊かにしていくお手伝いを行い、世の中に「あると便利な企業」から、世の中に「無くてはならない企業」へ大きく飛躍するため、ナンバーワンの商品・サービスを提供し続けてまいります。

GMOインターネットグループは皆様の期待にこたえるべく、『すべての人にインターネット』を胸に、たゆまぬベンチャー精神のもと、インターネットの文化・産業とお客様の笑顔・感動を創造し、社会と人々に貢献できる企業活動を、全社総力をあけて邁進する所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3. 財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成17年12月期	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期 (当連結会計年度)
営 業 収 益	37,219	50,842	46,315	37,247
営業利益または営業損失(△)	4,352	4,271	△8,922	4,143
経常利益または経常損失(△)	4,103	3,992	△9,666	4,031
当期純利益または純損失(△)	3,258	△12,099	△17,598	2,111
1株当たり当期純利益または純損失(△)(円)	52.68	△194.81	△231.72	21.01
総 資 産	88,057	146,279	40,620	39,752
純 資 産	16,282	19,528	12,057	13,367
1株当たり純資産(円)	262.51	156.79	48.41	67.26

(注) 1株当たり当期純利益または純損失(△)は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

(2) 当社の財産のおよび損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第15期 平成17年12月期	第16期 平成18年12月期	第17期 平成19年12月期	第18期 平成20年12月期 (当期)
営 業 収 益	9,921	12,133	12,933	12,162
営 業 利 益	1,045	1,188	1,314	1,622
経 常 利 益	1,580	1,867	1,106	2,148
当期純利益または純損失(△)	1,687	△3,891	△25,625	2,166
1株当たり当期純利益または純損失(△)(円)	27.47	△62.66	△337.42	21.56
総 資 産	46,358	54,835	21,127	20,710
純 資 産	12,574	16,001	1,291	3,430
1株当たり純資産(円)	203.01	221.85	12.84	34.14

(注) 1株当たり当期純利益または純損失(△)は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

4. 主要な事業内容

事業区分		概要
インターネット活用支援（ネットインフラ）事業	ドメイン取得事業	ドメイン取得サービス インターネットナンバースervice
	レンタルサーバー事業	レンタルサーバー（ホスティング）サービス
	EC支援・Web制作事業	Web制作・運営支援サービス・システムコンサルティングサービスおよびオンラインショップ構築支援コンサルティングおよびASP事業
	セキュリティ事業	インターネットにおける情報セキュリティと個人や企業・組織の認証サービス
	決済事業	クレジットカード課金サービス
	アクセス事業	インターネット接続サービス
インターネット集客支援（ネットメディア）事業	インターネットメディア・検索関連事業	ブログ・インターネットコミュニティ等のインターネット広告メディアの開発・運営および、コンテンツ連動広告、JWord（日本語キーワード）などの運営・販売、SEO・リスティング広告事業
	広告代理事業	インターネット広告媒体・求人広告等を主要広告媒体とする広告の販売
	その他	オンラインゲームの企画・運営、インターネットリサーチシステムの提供およびリサーチモニター管理・運営
その他事業	ベンチャーキャピタル事業	

5. 主要な拠点等

本社 東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
GMOホスティング&セキュリティ株式会社 (証券コード: 3788)	907	51.3	レンタルサーバー事業
GMOペイメントゲートウェイ株式会社 (証券コード: 3769)	655	52.3	クレジットカードのオンライン与信ネットワークの運用と提供
GMOアドパートナーズ株式会社(注) (証券コード: 4784)	1,301	49.1	インターネット広告代理事業
株式会社paperboy&co. (証券コード: 3633)	118	57.4	個人向けドメイン取得、レンタルサーバー、EC支援事業

(注) 平成20年7月1日をもって、株式会社まぐクリックは商号を変更して、GMOアドパートナーズ株式会社になりました。

(3) 企業結合の成果

連結子会社は上記の重要な子会社を含め43社であります。

当連結会計年度の業績につきましては、営業収益37,247百万円（前期比19.6%減）、営業利益4,143百万円（前期は8,922百万円の損失）、経常利益4,031百万円（前期は9,666百万円の損失）、当期純利益として2,111百万円（前期は17,598百万円の損失）を計上するにいたりました。

(4) その他

該当事項はありません。

7. 使用人の状況

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数(名)
インターネット活用支援(ネットインフラ)事業	957(183)
インターネット集客支援(ネットメディア)事業	524(43)
その他の事業	3(5)
合計	1,484(231)

(注) 使用人数の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員数であります。
前期末に比し、221名増加しておりますが、これは、株式会社NIKKOが新たに当社企業集団に加わったことと事業運営上の増加であります。

(2) 当社の使用人の状況

区分	使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男	232	△33	32.2	3.3
女	81	△17	31.4	3.0
合計または平均	313	△50	32.0	3.2

(注) 上記のほかに臨時従業員76名がおります。
前期末に比し、50名減少しておりますが、これは、EC支援・Web制作事業を行う部門を会社分割により子会社化したことに伴う減少であります。

8. 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社あおぞら銀行	8,750
株式会社日本政策投資銀行	3,651
株式会社三菱東京UFJ銀行	500

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の状況

1. 株式の状況

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 248,125,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 100,484,441株 |
| (3) 株主数 | 22,686名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持株数 (株)	議決権比率 (%)
有限会社熊谷正寿事務所	25,600,000	25.5
熊 谷 正 寿	21,186,281	21.1
ヤフー株式会社	5,054,152	5.0

2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成20年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役会長兼社長	熊 谷 正 寿	グループ代表
専 務 取 締 役	安 田 昌 史	グループ管理部門統括
専 務 取 締 役	西 山 裕 之	グループ事業部門統括
常 務 取 締 役	宮 崎 和 彦	営業部門統括
常 務 取 締 役	伊 藤 正	グループ営業推進統括本部長
取 締 役	青 山 満	GMOホスティング&セキュリティ株式会社 代表取締役社長
取 締 役	松 原 賢一郎	GMOソリューションパートナー株式会社 代表取締役社長
取 締 役	橋 弘 一	グループ法務戦略室長
取 締 役	渡 邊 直 哉	グループ代表室長
取 締 役	菅 谷 俊 彦	グループ人事・グループ総務担当
取 締 役	有 澤 克 己	グループ財務本部長
取 締 役	新 井 輝 洋	グループ投資戦略室長
取 締 役	高 橋 信 太 郎	GMOアドパートナーズ株式会社代表取締役 社長
常 勤 監 査 役	武 藤 昌 弘	
監 査 役	木 下 学	税理士
監 査 役	小 倉 啓 吾	公認会計士

- (注) 1. 監査役木下学および監査役小倉啓吾の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役木下学氏は税理士の資格を有しており、また、監査役小倉啓吾氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。
- ① 就任
平成20年3月27日開催の第17期定時株主総会において、新たに高橋信太郎氏が取締役に選任され、同日就任しました。
 - ② 退任
平成20年3月27日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって、相浦一成氏は任期満了により取締役に退任しました。

③ 役職の異動

氏名	新	旧	異動年月日
安田昌史	専務取締役 グループ管理部門統括	専務取締役 管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当	平成20年5月21日
西山裕之	専務取締役 グループ事業部門統括	専務取締役	平成20年5月21日
宮崎和彦	常務取締役 メディア営業統括本部 長兼IXP統括本部・マーケティング営業統括本部担当（営業部門統括）	常務取締役 メディア営業統括本部 長	平成20年5月21日
伊藤正	常務取締役 グループ営業推進統括 本部長	取締役 グループ営業推進統括 本部長	平成20年4月28日
松原賢一郎	取締役	常務取締役 法人営業統括本部長	平成20年4月28日
渡邊直哉	取締役 グループ代表室長	取締役 社長室長	平成20年9月1日
有澤克己	取締役 グループ財務本部長	取締役 グループ経営戦略本部 長	平成20年5月21日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 11名 269,392千円

監査役 3名 12,090千円

- (注) 1. 取締役報酬限度額は年額4億円であります。(平成18年3月29日付株主総会決議)
2. 監査役報酬限度額は年額15百万円であります。(平成4年6月25日付株主総会決議)
3. 上記の報酬等の額には、社外役員の報酬等の額を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	木下学	当期開催の取締役会47回のうち11回に出席し、また、当期開催の監査役会10回のうち全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	小倉啓吾	当期開催の取締役会47回のうち22回に出席し、また、当期開催の監査役会10回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

② 社外役員の報酬等の額

	人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の額	2名	2,520千円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

101,180千円

② 上記①の合計額のうち、当社および子会社が監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額

66,100千円

③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

36,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるGMOホスティング&セキュリティ株式会社およびGMOペイメントゲートウェイ株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的情報により電磁的に記録し、文書管理規程に定める保管場所に、文書の分類ごとと同じく同規程に定められた期間保存することにより適切な管理および保管を行います。この保管場所および保管期間を管理する責任者を取締役の中から選任します。

監査役およびグループ内部監査室は、その権限において、文書等の閲覧および謄写を行うことができます。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、「コンプライアンス要綱」、「リスクマネジメント規程」、「営業取引管理規程」ならびに各種マニュアルを定め、各種取引から発生する損失の危険を最小限にすべく対応しています。

また、当社では、取締役会を原則毎週開催し、また、業務の進捗状況の共有を行う会議を原則毎日行うことにより、日々の取引の状況を詳細に把握し、会社に損害を及ぼす恐れのある事実の早期発見に努め、発見した場合には、速やかに取締役会に報告・対処しております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各取締役の担当事業部門を明確にしており、各期の業績に対する経営責任を明確にするために、平成14年3月26日より、取締役の任期を1年と定め、毎年取締役一人ひとりの業績評価を厳格に行うことにより、その職務執行の効率性を向上させております。

定例の取締役会および幹部職会議を原則毎週開催し、経営の重要事項の決定や職務執行状況の把握を適時に行うことにより職務の効率性を常に検証しております。

また、従業員全てに四半期ごとの目標設定・評価制度を導入することにより、職務執行の実務レベルにおけるまで、目標達成意識を向上させることにより職務執行の効率性を図っております。

④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、経営意思決定ならびに職務執行の報告の場である取締役会において、全ての議題に監査役の意見を求め、適法性の確認を行っております。

また「グループ法務部」が「コンプライアンス研修会」を開催し、不正行為等

の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、会社のコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。

万一、不正行為を発見した場合に備え、「GMOヘルプライン制度」を設け、相談・通報体制を運用しています。

さらに、「グループ内部監査室」を設置し、業務執行、管理状況について定期的に内部監査を行っています。

⑤ 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、当社企業グループ全社の社長を含めた、幹部職会議を原則毎週開催し、当社企業グループ各社の経営活動の成果等を把握し、予算統制を的確に行っています。

当社企業グループ各社には、当社より取締役若しくは監査役を一定数派遣し、業務執行の状況について常時把握し、一定の重要な意思決定事項については、予め当社取締役会に報告することにより、企業集団全体としての業務の適正性を確保しています。

また、「グループ法務部」がグループ各社にコンプライアンスについて指導を行い、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、グループ全体としてのコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。

さらに、「グループ内部監査室」を設置し、当社企業グループ各社への業務執行、管理状況についての内部監査を行い、業務の適正を確保する体制を構築しています。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在当社では、監査役がその職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役の求めに応じて、監査役の業務補助のために必要な監査役スタッフを置くこととします。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査役スタッフの独立性を確保するため、スタッフの任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、事前に常勤監査役の同意を得ることとします。

⑧ 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

当社では、監査役が取締役会はもとより重要な会議へ出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求め、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握しています。

当社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見

した場合には、法令に従い、速やかに監査役に報告することとしています。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査ならびにグループ内部監査室から内部監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を図り連携体制を構築しています。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に打合わせを設けています。

また、会計監査人ならびにグループ内部監査室とも定期的に打合わせを設けています。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社であり当社株式は自由に売買できるものである以上、当社株式に対する大規模な買付行為を一概に否定するものではなく、当該買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、当社株式を保有する株主の皆様のご自由な意思によってなされるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的且つ大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社の取締役会が、これを評価・検討して取締役会としての意見を取りまとめて公表するための十分な時間を確保しないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないなど当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るところです。

当社グループは、『すべての人にインターネット』をコーポレートフィロソフィーキャッチに、Ⅰ. ドメイン取得、レンタルサーバー、EC支援・Web制作、セキュリティ、決済、アクセスなどの事業を主とする、インターネット活用支援（ネットインフラ）事業、及び、Ⅱ. インターネットメディア・検索関連、広告代理などの事業を主とする、インターネット集客支援（ネットメディア）事業を中心として、総合的なインターネットサービスを提供しており、これらの事業はそれぞれが独立したのではなく、相互に有機的に一体として機能することによって相乗効果が生じ、より高い企業価値を創造していると考えております。また、インターネット関連技術は技術革新の進歩が極めて速く、それに応じた業界標準及び顧客ニーズも急速に変化しております。したがって、当社の経営は、上記の

ような事業特性及びインターネットサービスに関する高度な専門知識を前提とした経営のノウハウ、並びに、技術革新に対応するための優れた技術、能力を有する従業員、有機的一体的企業結合体の中で各事業を担うグループ会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であると考えております。このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模な買付行為を評価するに際しても、当該買付行為の買付者から提供された情報だけではなく、当社の事業特性等を十分に理解している当社取締役会の当該買付行為に対する評価・意見等が適切に提供されることが極めて重要であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の当社の事業を理解し、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との間に築かれた関係等を理解した上で、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

以上の考え方に基づき、当社取締役会といたしましては、上記のような当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は上記(1)記載の基本方針（以下、「基本方針」といいます。）の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

当社は、『すべての人にインターネット』をコーポレートフィロソフィーキャッチに、たゆまぬベンチャー精神のもと、『インターネットの文化・産業とお客様の笑顔・感動を創造し、社会と人々に貢献する』を企業理念として掲げております。

当社はこの企業理念を具現化するため、すなわち、お客様の笑顔・感動を創造するため、最高のサービスをより多くのお客様に提供することに注力いたしております。

当社グループでは、ドメイン、レンタルサーバーや決済など数多くの事業（サービス）においてナンバーワンの実績をあげており、そのお客様の多様なニーズ、特にインターネットビジネスに取り組むお客様が求める、導入から活用そして集客までを当社グループで一貫して完結できる基盤が整っております。

これらの事業を有機的に結合し、相乗効果を最大化させる取組みにより企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上を目指しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ（以下において用いられる用語は、本事業報告に別段の定めのある場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、平成18年3月13日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」において定められる意味を有するものとします。）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）が行われる場合には、大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合につき対抗措置を発動することがあること等を定めております。

当社は、平成18年3月13日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を決定し、以後毎年開催される当社定時株主総会において選任された取締役が、本対応方針を継続するか否かを決定することとなります。（なお、対応方針の内容の詳細につきましては、当社ホームページ（URL：<http://www.gmo.jp>）に掲載されている平成18年3月13日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」にて公表しておりますので、そちらをご参照ください。）

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

上記(2)の取組みは、当社グループ全体の企業価値を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為が行われる危険性を低減させるものと考えられるため、上記(1)の基本方針に沿うものであります。

また、かかる取組みは、当社グループ全体の企業価値を向上させるための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の仕事の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

- ① 上記(3)の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等のための期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を害するおそれのある大規模買付行為を行う大規模買付者に対して対抗措置を発動できることとしております。したがって、上記(3)の取組みは、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の上記(1)の基本方針に沿うものであると考えております。
- ② 上記(3)の取組みは、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保することを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるための取組みであります。また、かかる取組みにおいては、対抗措置の発動について取締役会による恣意的な判断を防止し、その判断の合理性・公正性を担保するために、特別委員会を設置し、特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置を発動することを定めており、また、対抗措置を発動するに際しては、社外監査役2名を含む監査役の全員の賛成を得た上で、取締役全員的一致により決定することとしております。したがって、上記(3)の取組みは、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、取締役会の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告に記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	25,644,502	【流動負債】	14,759,917
現金及び預金	18,510,672	支払手形及び買掛金	1,544,219
受取手形及び売掛金	4,538,338	短期借入金	800,000
営業投資有価証券	886,982	1年以内返済予定長期借入金	1,399,000
たな卸資産	49,815	1年以内償還予定社債	1,000,000
未収収益	4,897	預り金	3,930,424
繰延税金資産	759,166	未払金	1,919,449
その他	1,197,577	未払法人税等	769,231
貸倒引当金	△302,948	前受金	2,392,138
【固定資産】	14,108,225	賞与引当金	107,456
有形固定資産	569,395	役員賞与引当金	29,474
建物及び構築物	114,712	その他	868,522
工具器具及び備品	444,364	【固定負債】	11,625,105
その他	10,319	長期借入金	11,002,250
無形固定資産	4,120,711	長期未払金	481,619
のれん	2,048,196	退職給付引当金	6,428
ソフトウェア	1,984,072	その他	134,807
その他	88,442	負債合計	26,385,022
投資その他の資産	9,418,118	(純資産の部)	
投資有価証券	817,299	【株主資本】	6,912,681
投資不動産	4,437,348	資本金	1,276,834
長期貸付金	153,138	利益剰余金	5,636,307
出資金	364,870	自己株式	△461
保証金	818,393	【評価・換算差額等】	△154,252
破産債権、再生債権、更生債権等 その他これらに準ずる債権	5,428,258	その他有価証券評価差額金	△14,843
繰延税金資産	2,162,724	繰延ヘッジ損益	△12,909
その他	702,918	為替換算調整勘定	△126,499
貸倒引当金	△5,466,832	【少数株主持分】	6,609,277
資産合計	39,752,728	純資産合計	13,367,705
		負債・純資産合計	39,752,728

連結損益計算書

(自 平成20年1月1日)
(至 平成20年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		37,247,571
販売費及び一般管理費		18,197,548
営業外収益		14,906,212
受取利息		4,143,811
投資取	337,170	
配当	58,262	
組合	116,841	
家	80,353	592,627
の		
費用		
支払利息	312,123	
株式	7,246	
支払	125,429	
替	125,496	
の	134,378	704,673
の		
経常利益		4,031,765
特別利益		
投資有価証券売却益	105,810	
固定資産	574	
変	33,923	
倒引	182,696	
引当	104,019	
業債	62,500	
償	8,051	497,575
の		
特別損失		
固定資産	126,755	
除	1,331	
却	77,103	
却	1,595	
却	617,604	
却	148,719	973,109
の		
税金等調整前当期純利益		3,556,231
法人税、住民税及び事業税		1,506,211
法人税		△401,666
少数株主		340,575
当期純利益		2,111,110

連結株主資本等変動計算書

（自 平成20年 1月 1日）
（至 平成20年12月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年12月31日残高	12,631,977	14,270,458	△22,096,368	△347	4,805,720
連結会計年度中の変動額					
減 資	△11,355,142	11,355,142			—
欠 損 填 補		△25,625,600	25,625,600		—
当 期 純 利 益			2,111,110		2,111,110
連結子会社増加による利益剰余金減少高			△4,035		△4,035
自己株式の取得				△113	△113
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	△11,355,142	△14,270,458	27,732,675	△113	2,106,961
平成20年12月31日残高	1,276,834	—	5,636,307	△461	6,912,681

（単位：千円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年12月31日残高	53,858	4,406	476	58,741	7,193,457	12,057,919
連結会計年度中の変動額						
減 資						—
欠 損 填 補						—
当 期 純 利 益						2,111,110
連結子会社増加による利益剰余金減少高						△4,035
自己株式の取得						△113
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△68,702	△17,316	△126,976	△212,994	△584,180	△797,175
連結会計年度中の変動額合計	△68,702	△17,316	△126,976	△212,994	△584,180	1,309,785
平成20年12月31日残高	△14,843	△12,909	△126,499	△154,252	6,609,277	13,367,705

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 43社（うち2組合）

主要な連結子会社の名称

GMOアドパートナーズ㈱（旧㈱まぐクリック）

GMOホスティング&セキュリティ㈱

GMOペイメントゲートウェイ㈱

㈱paperboy & co.

なお、㈱N I K K O他2社は株式を取得したことに伴い、GMOデジタルコンテンツ流通㈱は新設分割により設立したことにより、また、㈱サイトビズ他6社は重要性が増したことにより当連結会計年度より連結子会社に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

パテントインキュベーションキャピタル㈱

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社11社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、連結純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はございません。

非連結子会社11社及び関連会社2社（㈱ヒューメリアレジストリ、㈱ヒット）はそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は以下のとおりであります。

（決算日が9月30日の会社）

GMOペイメントゲートウェイ㈱

（決算日が3月31日の会社）

イブシロン㈱

（決算日が5月31日の会社）

GMOVenturePartners投資事業有限責任組合他1社

GMOVenturePartners投資事業有限責任組合他1社については、11月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、その他の会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 移動平均法による原価法によっております。

仕 掛 品 個別法による原価法によっております。

貯 蔵 品 総平均法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年、工具器具及び備品 2～20年

無形固定資産 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

投資その他の資産 投資不動産として保有する建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 26～40年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
株式交付費 支出時に全額費用処理しております。
 - ② リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - ③ 重要なヘッジ会計の方法
 - i ヘッジ会計の方法
為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。
 - ii ヘッジの手段とヘッジ対象
手 段 為替予約取引
対 象 外貨建債務及び外貨建予定取引
 - iii ヘッジ方針
為替変動に起因するリスクを回避することを目的として為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
 - iv ヘッジ有効性評価の方法
該当する各デリバティブ取引とヘッジ対象について、債権債務額、ヘッジ取引の条件等を都度評価・判断することによって有効性の評価を行っております。
 - ④ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、一部税込方式によっております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれん及び負ののれんについては、GlobalSign NVについては7年間、それ以外のものについては5年間の均等償却を行っております。ただし、金額が僅少なものについては発生時一括償却をしております。

【表示方法の変更】

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで、無形固定資産「その他」に含めていたソフトウェア仮勘定は、重要性が増したため、当連結会計年度より「ソフトウェア」に含めて表示することと致しました。なお、当連結会計年度の無形固定資産「ソフトウェア」に含まれるソフトウェア仮勘定は、136,800千円、前連結会計年度の無形固定資産「その他」に含まれるソフトウェア仮勘定は92,769千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益「その他」に含めていた受取家賃は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「受取家賃」は、1,235千円であります。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「受取手数料」及び「償却債権回収益」は金額に重要性がなくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「受取手数料」は、2,232千円、「償却債権回収益」は114千円であります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 974,920千円
 投資不動産の減価償却累計額 3,253千円
2. 保証債務
 次の会社のリース契約に対して債務保証を行っております。
 クリック証券㈱ 122,386千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	100,484,441	—	—	100,484,441

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,048	223	—	1,271

(変動の事由)

普通株式の増加は、単元未満株式買取請求によるものであります。

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はございません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年3月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 703百万円
 ② 1株当たり配当額 7円
 ③ 基準日 平成20年12月31日
 ④ 効力発生日 平成21年3月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 10,000株

【1株当たり情報に関する注記】

- 1株当たり純資産額 67円26銭
 1株当たり当期純利益 21円01銭

(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)

- ・当期純利益 2,111,110千円
- ・普通株主に帰属しない金額 ー千円
- ・普通株式に係る当期純利益 2,111,110千円
- ・期中平均株式数 100,483,316株
- ・期中平均発行済株式数 100,484,441株
- ・期中平均自己株式数 1,125株

貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	7,815,521	【流動負債】	5,947,883
現金及び預金	5,480,557	短期借入金	800,000
売掛金	964,428	一年以内返済長期借入金	1,375,000
商品	8,836	一年以内償還社債	1,000,000
貯蔵品	12,600	未払金	1,032,662
前渡金	56,074	未払費用	7,424
前払費用	97,634	未払消費税等	39,684
繰延税金資産	524,564	前受金	119,604
短期貸付金	1,234,966	預り金	1,531,741
未収法人税	36,501	賞与引当金	14,902
その他の貸倒引当金	78,612	その他の	26,861
	△679,254	【固定負債】	11,332,165
【固定資産】	12,895,325	長期借入金	10,956,250
有形固定資産	39,898	預り保証金	375,915
建物	35,370	負債合計	17,280,048
工具器具及び備品	3,883	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	644	【株主資本】	3,443,263
	284,005	資本金	1,276,834
のれん	110,959	利益剰余金	2,166,889
商標権	2,435	その他利益剰余金	2,166,889
電話加入権	10,128	繰越利益剰余金	2,166,889
ソフトウェア	144,225	自己株式	△461
ソフトウェア仮勘定	13,171	【評価・換算差額等】	△12,464
施設利用権	3,086	その他有価証券評価差額金	444
投資その他の資産	12,571,421	繰延ヘッジ損益	△12,909
投資有価証券	343,731	純資産合計	3,430,798
関係会社株式	3,947,096	負債・純資産合計	20,710,847
関係会社新株予約権	63,718		
出資	0		
従業員長期貸付金	6,000		
関係会社長期貸付金	709,446		
その他の関係会社有価証券	534,461		
破産債権、再生債権、更生債権			
その他これらに準ずる債権	5,420,475		
繰延税金資産	2,069,109		
保証金	460,509		
投資不動産	4,437,348		
その他の貸倒引当金	30,850		
	△5,451,325		
資産合計	20,710,847		

損 益 計 算 書

(自 平成20年 1月 1日)
(至 平成20年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		12,162,088
事 業 費		8,162,418
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,377,561
営 業 利 益		1,622,108
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	753,371	
業 務 分 担 金	107,442	
受 取 手 数 料	20,657	
受 取 家 賃	116,841	
そ の 他	59,328	1,057,641
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	303,990	
社 債 利 息	15,939	
支 払 手 数 料	125,429	
そ の 他	86,249	531,608
経 常 利 益		2,148,140
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入	74,538	
投 資 損 失 引 当 金 戻 入	21,585	
社 債 償 還 益	62,500	158,624
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	56,030	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	14,615	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	126,896	
減 損 損 失	125,444	322,987
税 引 前 当 期 純 利 益		1,983,777
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		5,451
法 人 税 等 調 整 額		△188,563
当 期 純 利 益		2,166,889

株主資本等変動計算書

(自 平成20年1月1日
至 平成20年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年12月31日残高	12,631,977	14,270,458	—	14,270,458
事業年度中の変動額				
減資(欠損填補)	△11,355,142		11,355,142	11,355,142
準備金の減少(欠損填補)		△14,270,458	14,270,458	—
欠損填補による取崩			△25,625,600	△25,625,600
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	△11,355,142	△14,270,458	—	△14,270,458
平成20年12月31日残高	1,276,834	—	—	—

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成19年12月31日残高	△25,625,600	△25,625,600	△347	1,276,487
事業年度中の変動額				
減資(欠損填補)				—
準備金の減少(欠損填補)				—
欠損填補による取崩	25,625,600	25,625,600		—
当期純利益	2,166,889	2,166,889		2,166,889
自己株式の取得			△113	△113
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	27,792,490	27,792,490	△113	2,166,775
平成20年12月31日残高	2,166,889	2,166,889	△461	3,443,263

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年12月31日残高	10,265	4,406	14,672	1,291,159
事業年度中の変動額				
減資(欠損填補)				—
準備金の減少(欠損填補)				—
欠損填補による取崩				—
当期純利益				2,166,889
自己株式の取得				△113
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△9,820	△17,316	△27,137	△27,137
事業年度中の変動額合計	△9,820	△17,316	△27,137	2,139,638
平成20年12月31日残高	444	△12,909	△12,464	3,430,798

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの
主として移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 商品
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② 貯蔵品
総平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - A 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法
 - B 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
工具器具及び備品	2～20年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能見込期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) 投資その他の資産
投資不動産として保有する建物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	26～40年
----	--------
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 繰延資産の処理方法
- ① 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。
- ② 社債発行費 支出時に全額費用処理しております。
- (2) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。
- ② ヘッジの手段とヘッジ対象
手段 為替予約取引
対象 外貨建取引
- ③ ヘッジ方針
為替変動に起因するリスクを回避することを目的としております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
該当する各デリバティブ取引とヘッジ対象について、債権債務額、ヘッジ取引の条件等を都度評価・判断することによって有効性の評価を行っております。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益「その他」に含めていた受取家賃は、重要性が増加したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「受取家賃」は、1,235千円であります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	246,724千円	
2. 投資不動産の減価償却累計額	3,253千円	
3. 偶発債務		
次会社のリース契約について、債務保証を行っております。		
クリック証券㈱	未払賃借料	122,386千円
GMOティーカップ・コミュニケーション㈱	未払賃借料	4,150千円
GMOメディア㈱	未払賃借料	60,121千円
GMOソリューションパートナー㈱	未払賃借料	50,188千円
	合計	<u>236,848千円</u>
4. 関係会社に対する金銭債権債務		
関係会社に対する短期金銭債権	1,523,102千円	
関係会社に対する長期金銭債権	709,446千円	
関係会社に対する短期金銭債務	1,745,758千円	
関係会社に対する長期金銭債務	262,340千円	

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	2,119,503千円
事業費	2,700,260千円
販売費及び一般管理費	232,378千円
営業取引以外の取引による取引高	588,425千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	1,271株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(繰延税金資産)

貸倒引当金損金算入限度超過額	2,494,532
未払事業税否認	5,761
減価償却超過額	20,786
減損損失否認	87,267
関係会社新株予約権評価損	308,336
投資有価証券評価損	112,843
関係会社株式評価損	427,685
出資金評価損	29,153
繰越欠損金	10,136,059
その他	18,083
繰延税金資産小計	13,640,511
評価性引当額	△11,046,533
繰延税金資産合計	2,593,978

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△305
繰延税金負債合計	△305

繰延税金資産の純額	<u>2,593,673</u>
-----------	------------------

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	工具器具及び備品	ソフトウェア	その他	合計
	千円	千円	千円	千円
取得価額相当額	374,809	103,611	64,611	543,032
減価償却累計額相当額	188,780	57,891	36,578	283,250
期末残高相当額	186,029	45,719	28,032	259,782

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	113,280千円
1年超	152,595千円
合計	265,876千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	166,157千円
減価償却費相当額	156,661千円
支払利息相当額	9,624千円

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	GMOアドパートナーズ(株)	(所有) 直接 49.1	役員の内兼任	資金の預り 支払利息	1,500,000 10,646	預り金	1,500,000
子会社	Jword(株)	(所有) 直接 62.7	事務所の賃貸借 役員の内兼任	Jwordの購入	1,247,398	未払金	91,594
子会社	GSS(株)	(所有) 間接 100	役員の内兼任 資金援助	資金の貸付	—	短期貸付金	395,000
子会社	GMOメディアホールディングス(株)	(所有) 直接 100	役員の内兼任 資金援助	資金の貸付 受取利息	321,000 6,376	短期貸付金 未収収益	321,000 3,743
子会社	GMOソリューションパートナー(株)	(所有) 直接 76.0	役員の内兼任 資金援助	資金の貸付 受取利息 事業譲渡	520,000 5,495 118,522	短期貸付金 長期貸付金 未収収益	113,333 361,666 91
子会社	株NIKKO	(所有) 直接 66.7	役員の内兼任 資金援助	資金の貸付 受取利息	570,000 5,057	短期貸付金 長期貸付金	205,833 273,333

(注) 1. 取引条件及び取引方針の決定方針等

JWordの購入価格につきましては、当社とJWord(株)間で締結しております代理店契約に基づき決定しております。

取引条件については、他の商材の取引条件を参考に合理的に決定しております。

資金の貸付及び預りについては市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。

事業譲渡については、GMOソリューションパートナー(株)のEC支援事業の更なる強化を目的として、当社の法人営業統括本部のすべての事業を譲渡したものであり、当社の算定した対価に基づき、交渉の上、決定しております

2. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科 目	期末残高 （千円）
役員及びその 近親者	熊谷正寿	（被所有） 直接 21.1	当社代表 取締役会長 兼社長	関係会社株式 の購入	40,000	—	—
役員が議決権 の過半数を有 する会社	(株)ヴィヴィッド インターナショ ナル	なし	事務所の 賃貸借	地代家賃等立替	972	—	—
				不動産賃借収入等 保証金の返還	29,271 19,641	—	—
役員が議決権 の過半数を有 する会社	(株)コスメディア	なし	事務所の 賃貸借	不動産賃借収入等 保証金の預り	8,858 16,800	預り保証金 前受収益	16,800 2,100
役員が議決権 の過半数を有 する会社	イー・エステー ト(株)	なし	事務所の 賃貸借	地代家賃等立替 保証金の返還	1,386 10	立替金 預り保証金	1 441
役員が議決権 の過半数を有 する会社	クリック証券(株)	（所有） 間接 4.1	事務所の 賃貸借 債務保証	リース契約等の保証 保証金額	122,386	—	—
				受取保証料	735		
				広告販売	2,940	売掛金	3,087
				地代家賃等の立替 保証金の返還	36,562 19,440	預り保証金	—

(注) 1. 取引条件及び取引方針の決定方針等
有価証券の売買に関しては、第三者による評価額を参考に取引価格を決定しており
ます。

地代家賃等の立替及び保証金の預りについては当社が契約している不動産賃貸借契
約に基づき、(株)ヴィヴィッドインターナショナル、(株)コスメディア、イー・エステ
ート(株)及びクリック証券(株)の占有している面積をもとに取引価格を決定しており
ます。

債務保証については、年率0.5%の保証料を受領しております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	34円14銭
2. 1株当たり当期純利益	21円56銭
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
・当期純利益	2,166,889千円
・普通株主に帰属しない金額	—千円
・普通株式に係る当期純利益	2,166,889千円
・期中平均株式数	100,484,441株
・期中平均発行済株式数	100,483,316株
・期中平均自己株式数	1,125.21株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年2月18日

GMOインターネット株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 吉村孝郎 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡田雅史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMOインターネット株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOインターネット株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年2月18日

GMOインターネット株式会社

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公認会計士 吉 村 孝 郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 岡 田 雅 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOインターネット株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められ
ません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方
に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されて
いる会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、
当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を
目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年2月24日

GMOインターネット株式会社 監査役会
常勤監査役 武藤 昌弘 ㊟
監査役 木下 学 ㊟
監査役 小倉 啓吾 ㊟

(注) 当社監査役木下学および小倉啓吾は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、平成18年12月期より無配となっておりますが、当連結会計年度の業績回復により、将来に向け一定の利益を確保できる体制が整ったことなどから、株主の皆様への利益還元を第一に考え、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金7円、総額703,382,190円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成21年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、当社は決済合理化法の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第8条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - ② 決済合理化法附則第2条の定めにより、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日（平成21年1月5日）の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2) 将来において、機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とすることを目的として、新たな種類の株式（第1種優先株式）（以下「本優先株式」という。）を発行することができるように、現行定款第6条（発行可能株式総数）および現行定款第7条（単元株式数）の規定を変更するとともに、変更案第3章（第1種優先株式）の規定を新設するものであります。

本優先株式は、原則として議決権がない代わりに、普通株式への配当を上回る配当が行われる設計としており、より高い配当を求める投資家の皆様は本優先株式を、議決権行使を通じて当社の企業価値向上を求める投資家の皆様は従来どおり普通株式を選択していただくことが可能となります。これにより、当社にとっては、中長期的な経営判断を可能とする安定的な株主基盤を維持しつつ、新しい投資家層を開拓することができるものと考えております。

(3) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部分に変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（発行可能株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>248,125,000株</u>とする。</p>	<p>第6条（発行可能株式総数・発行可能種類株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は<u>400,000,000株</u>とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は270,000,000株、第1種優先株式の発行可能種類株式総数は130,000,000株</u>とする。</p>
<p>第7条（単元株式数）</p> <p><u>当社の</u>単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>	<p>第7条（単元株式数）</p> <p><u>普通株式の単元株式数は100株とし、第1種優先株式の単元株式数は100株</u>とする。</p>
<p>第8条（株券の発行）</p> <p><u>1. 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="214 137 506 161">第9条～第10条（条文省略）</p> <p data-bbox="139 197 398 221">第11条（株主名簿管理人）</p> <ol data-bbox="163 225 593 586" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="163 225 418 249">1. （条文省略） <li data-bbox="163 254 418 278">2. （条文省略） <li data-bbox="163 282 593 586">3. <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</u> <p data-bbox="139 622 374 646">第12条（株式取扱規則）</p> <p data-bbox="163 651 593 889"><u>当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取り扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p data-bbox="139 925 308 949">第13条（基準日）</p> <ol data-bbox="163 953 593 1160" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="163 953 593 1132">1. 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 <li data-bbox="163 1136 418 1160">2. （条文省略） 	<p data-bbox="671 137 984 161">第8条～第9条（現行どおり）</p> <p data-bbox="609 197 868 221">第10条（株主名簿管理人）</p> <ol data-bbox="633 225 900 311" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="633 225 900 249">1. （現行どおり） <li data-bbox="633 254 900 311">2. （現行どおり） （削 除） <p data-bbox="609 622 844 646">第11条（株式取扱規則）</p> <p data-bbox="633 651 1063 861"><u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取り扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p data-bbox="609 925 777 949">第12条（基準日）</p> <ol data-bbox="633 953 1063 1160" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="633 953 1063 1103">1. 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 <li data-bbox="633 1136 900 1160">2. （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第3章 第1種優先株式</u></p> <p><u>第13条（第1種優先株主に対する剰余金の配当）</u></p> <p>1. <u>当社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をするときは、当該末日の最終の株主名簿に記載または記録されている第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の金銭（ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中に定められた基準日により第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第4項に従い剰余金の配当を金銭にてしたときは、第1種優先株式1株につきした剰余金の配当の額を控除した額（ただし、ゼロを下回る場合はゼロ）の金銭。以下「第1種優先配当金」という。）を支払う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2. <u>当会社は、期末配当をする場合であつて、第1種優先配当金および次項に定める累積未払配当金が支払われた後に普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式1株につきする剰余金の配当の額に第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める比率(100パーセントを下限とし、200パーセントを上限とする。)(以下「第1種優先株式配当率」という。)</u>を乗じて得られる額が第1種優先配当金の額を超過するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、第1種優先株式1株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対してする剰余金の配当と同一の種類で、かつ、当該超過する額(小数部分が生じる場合、小数点以下を切り捨てる。)の剰余金の配当をする。</p> <p>3. ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その第1種優先株式1株あたりの不足額(以下「累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。累積未払配当金については、第1項、前項および次項に定める剰余金の配当に先立ち、第1種優先株式1株につき累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>4. <u>当社は、剰余金の配当をするとき(期末配当をする場合を除く。)</u>は、<u>第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、第1種優先株式1株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対してする剰余金の配当と同一の種類で、かつ、普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式1株につきする剰余金の配当の額に第1種優先株式配当率を乗じて得られる額(小数部分が生じる場合、小数点以下を切り捨てる。)</u>の剰余金の配当をする。</p> <p><u>第14条(第1種優先株主に対する残余財産の分配)</u></p> <p>1. <u>当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、累積未払配当金を金銭にて支払う。</u></p> <p>2. <u>当社は、前項に基づく残余財産の分配をした後、さらに残余財産があるときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、第1種優先株式1株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式1株につきする残余財産の分配と同一の種類および額の残余財産の分配をする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>第15条 (議決権)</u></p> <p><u>第1種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1種優先株主は、2事業年度連続して各事業年度中に定められた基準日により第1種優先配当金および累積未払配当金の全額を支払う旨の決議がなされないときは、当該2事業年度終了後最初に開催される定時株主総会より(ただし、第1種優先配当金および累積未払配当金の全額を支払う旨の議案が当該定時株主総会に提出され否決されたときは、当該定時株主総会の終結の時より)、第1種優先配当金および累積未払配当金の全額を支払う旨の決議がある時までの間、株主総会において議決権を行使することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第16条 (種類株主総会の決議)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> <u>2. 第12条第1項の規定は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集される種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>3. 第21条ないし第23条、第24条第1項および第25条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>4. 第24条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>第17条（普通株式を対価とする取得条項）</p> <p>1. <u>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日）の到来をもって、その日に当社が発行する第1種優先株式の全部（当社が有する第1種優先株式を除く。）を取得し、第1種優先株式1株を取得すると引換えに、第1種優先株主に対して普通株式1株を交付する。</u></p> <p>(1) <u>当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換または株式移転（他の株式会社と共同して株式移転をする場合に限る。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日の前日。</u></p> <p>(2) <u>当社が発行する株式につき公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合が3分の2以上となった場合、当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日。なお、本号において「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の3第1項に定める公開買付けを、「株券等所有割合」とは金融商品取引法第27条の2第1項第1号に定める株券等所有割合を、「公開買付者」または「公開買付報告書」とは金融商品取引法第2章の2第1節に定める公開買付者または公開買付報告書をいう。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>2. <u>当社は、第1種優先株式を上場している金融商品取引所が第1種優先株式を上場廃止とする旨を決定した場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に当社が発行している第1種優先株式の全部（当社が有する第1種優先株式を除く。）を取得し、第1種優先株式1株を取得するのと引換えに、第1種優先株主に対して普通株式1株を交付することができる。</u></p> <p>第18条（株式の分割、株式の併合等）</p> <p>1. <u>当社は、株式の分割または株式の併合をするときは、普通株式および第1種優先株式ごとに同時に同一の割合とする。</u></p> <p>2. <u>当社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p> <p>3. <u>当社は、当会社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p> <p>4. <u>当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、第1種優先株主には第1種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第<u>3</u>章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">第<u>14</u>条～第<u>19</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第<u>4</u>章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会</p> <p style="text-align: center;">第<u>20</u>条～第<u>33</u>条 (条文省略)</p>	<p>5. <u>当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、第1種優先株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。</u></p> <p>6. <u>当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、第1種優先株主には第1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する第1種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。</u></p> <p>7. <u>当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式および第1種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合とする。</u></p> <p>8. <u>第1項から第6項までの規定は、現に第1種優先株式を発行している場合に限り適用される。</u></p> <p><u>第19条（その他の事項）</u> <u>当社は、第13条から第18条に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第<u>4</u>章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">第<u>20</u>条～第<u>25</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第<u>5</u>章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会</p> <p style="text-align: center;">第<u>26</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第34条～第43条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第44条～第46条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第47条～第50条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第40条～第49条 (現行どおり)</p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第50条～第52条 (現行どおり)</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第53条～第56条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条</u> <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条</u> <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役13名選任の件

当社の取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式数
1	熊谷正寿 (昭和38年7月17日生)	平成3年5月 株式会社ボイスメディア（現当社）代表取締役 平成11年9月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）代表取締役 平成12年4月 同社取締役（現任） 平成13年8月 株式会社アイル（現GMOホスティング&セキュリティ株式会社）代表取締役会長 平成15年3月 当社代表取締役会長兼社長 株式会社アイル（現GMOホスティング&セキュリティ株式会社）取締役会長（現任） 平成16年3月 株式会社paperboy&co. 取締役会長（現任） 平成16年12月 株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）取締役会長（現任） 平成19年3月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）取締役会長（現任） 平成20年5月 当社代表取締役会長兼社長グループ代表（現任）	21,186,281株
2	安田昌史 (昭和46年6月10日生)	平成12年4月 公認会計士登録 平成12年4月 当社入社 平成13年9月 当社経営戦略室長 平成14年3月 当社取締役経営戦略室長 平成15年3月 当社常務取締役グループ経営戦略担当兼IR担当 平成17年3月 当社専務取締役管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当 平成20年3月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）取締役就任（現任） 平成20年5月 当社専務取締役グループ管理部門統括（現任）	16,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所 有 する 当社の株式数
3	西 山 裕 之 (昭和39年8月14日生)	平成11年9月 株式会社まぐクリック（現GMO アドパートナーズ株式会社）入社 平成12年4月 同社代表取締役社長 平成13年3月 当社取締役 平成15年3月 当社常務取締役グループメディア 営業担当 平成18年3月 株式会社まぐクリック（現GMO アドパートナーズ株式会社）取締 役会長 平成19年3月 当社専務取締役 平成20年5月 当社専務取締役グループ事業部門 統括（現任）	61,900株
4	宮 崎 和 彦 (昭和46年1月28日生)	平成11年2月 当社入社 コンシューマー第2事業本部長 平成14年4月 当社社長室長 平成16年8月 株式会社テレコムオンライン代表 取締役社長 平成16年9月 当社営業統括本部長 平成18年1月 当社メディア営業統括本部長 平成18年3月 当社常務取締役メディア営業統括 本部長 平成20年6月 当社常務取締役営業部門統括 平成21年1月 当社常務取締役営業本部長（現 任）	31,500株
5	伊 藤 正 (昭和49年3月12日生)	平成9年10月 当社入社 平成13年12月 当社OEM事業本部長 平成16年3月 当社取締役ビジネスパートナーカ ンパニープレジデント 平成16年9月 当社取締役ビジネスパートナ ー統 括本部長 平成18年8月 当社取締役グループ営業推進統括 本部長 平成20年4月 当社常務取締役グループ営業推進 統括本部長 平成21年1月 当社常務取締役事業本部長（現 任）	54,500株
6	青 山 満 (昭和42年2月8日生)	平成7年9月 有限会社アイル（現GMOホステ ィング&セキュリティ株式会社） 入社 平成9年5月 同社代表取締役社長（現任） 平成15年3月 当社取締役（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式数
7	松原 賢一郎 (昭和47年2月12日生)	平成9年3月 株式会社第一通信（GMOコミュニケーションズ株式会社）代表取締役社長 平成15年3月 当社取締役 平成17年3月 当社常務取締役 平成18年1月 当社常務取締役法人営業統括本部長 平成19年3月 GMOソリューションパートナー株式会社代表取締役社長（現任） 平成20年4月 当社取締役（現任）	101,800株
8	橋 弘一 (昭和45年2月24日生)	平成12年6月 当社入社 平成13年12月 当社監理監査室長 平成15年3月 当社取締役グループ法務監査室長 平成16年3月 当社取締役グループ法務戦略室長 平成21年1月 当社取締役グループ法務部長（現任）	5,600株
9	菅谷 俊彦 (昭和43年7月19日生)	平成12年1月 当社入社 平成13年7月 当社総務本部長 平成15年3月 当社グループ総務本部長 平成16年3月 当社取締役グループ総務本部長 平成17年6月 当社取締役グループ総務本部長兼グループ人事担当 平成19年2月 当社取締役グループ人事・グループ総務担当（現任）	4,200株
10	有澤 克己 (昭和48年12月21日生)	平成11年5月 当社入社 平成13年7月 当社経営戦略室マネージャー 平成13年9月 税理士登録 平成15年3月 当社グループ経営戦略室長 平成16年4月 当社グループ経営戦略本部長 平成17年3月 当社取締役グループ経営戦略本部長 平成20年5月 当社取締役グループ財務本部長 平成21年1月 当社取締役グループ財務部長（現任）	12,100株
11	新井 輝洋 (昭和48年2月27日生)	平成11年12月 当社入社 平成13年4月 当社経営戦略室マネージャー 平成13年7月 当社退社 平成13年7月 新井会計事務所開業 平成15年12月 当社入社 平成16年4月 当社グループ投資戦略室長 平成17年3月 当社取締役グループ投資戦略室長（現任）	800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式数
12	高橋 信太郎 (昭和40年1月8日生)	<p>平成13年10月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）入社 同社事業開発チームマネージャー</p> <p>平成14年3月 同社取締役</p> <p>平成14年7月 同社取締役事業本部長</p> <p>平成15年1月 同社取締役営業本部長</p> <p>平成16年8月 株式会社サンプランニング（現GMOサンプランニング株式会社） 取締役</p> <p>平成18年3月 同社代表取締役社長（現任） 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）代表 取締役社長（現任）</p> <p>平成19年7月 GMOモバイル株式会社代表取締役 社長（現任）</p> <p>平成20年3月 当社取締役（現任）</p>	300株
13	山下 浩史 (昭和37年7月1日生)	<p>昭和60年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社</p> <p>平成14年2月 同社金融ソリューション・サービス 開発部長</p> <p>平成19年4月 当社入社 グループシステム支援室室長代理</p> <p>平成20年4月 当社グループシステム支援室室長</p> <p>平成21年1月 当社システム本部長（現任）</p>	—

- (注) 1. 取締役候補者青山満氏は、GMOホスティング&セキュリティ株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社との間に営業上の取引関係があります。
2. 取締役候補者松原賢一郎氏は、GMOソリューションパートナー株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社との間に営業上の取引関係があります。
3. 取締役候補者高橋信太郎氏は、GMOアドパートナーズ株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社との間に営業上の取引関係があります。
4. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 各候補者は、平成18年3月より採用されている当社株式の大規模買付行為に関する対応方針に賛成しております。かかる対応方針の概略につきましては、招集ご通知18頁から21頁に記載の「6. 株式会社の支配に関する基本方針」をご参照ください。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役および従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対するストックオプションとして以下の要領で新株予約権を無償で発行すること、ならびに募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社取締役に対する新株予約権の無償発行は会社法第361条第1項第1号および第3号に定める報酬等に、当社監査役に対する新株予約権の無償発行は会社法第387条第1項に定める報酬等に該当いたします。

当社は、平成18年3月29日付株主総会において、取締役報酬を年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とし、平成4年6月25日付株主総会において、監査役報酬を年額15百万円以内とする旨ご承認をいただき現在に至っておりますが、これらの報酬額とは別枠の報酬として、当社の取締役に対して年額82百万円、監査役に対して年額13百万円の範囲で新株予約権を発行することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は13名、監査役は3名ありますが、第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は13名、監査役は3名となります。

1. 新株予約権を無償で発行する理由その他提案の理由

当社の取締役、監査役および従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社株主との利害の共有化により当社の連結企業価値の一層の増大を図ること、また監査役については適正な監査に対する意識を高めることを目的とし、次のとおり新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、監査役および従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式500,000株（うち取締役に対しては347,000株、監査役に対しては53,000株）を上限とする。

なお、下記(3)により付与株式数（以下で定義する。）が調整される場合には、調整後の付与株式数に下記(3)記載の新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

5,000個（うち取締役に対しては3,470個、監査役に対しては530個）を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の種類および数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の後、当社が普通株式の分割、または、普通株式の併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社は、株式無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社が合理的と考える範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式数については、これを切り捨てるものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受ける普通株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合または第1種優先株式の取得と引換えに普通株式が交付される場合は、行使価額の調整は行わない。なお、「時価」とは、普通株式の発行または処分に係る払込期日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数を控除した数とし、当社が保有する普通株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社が合理的と考える範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年3月27日から平成26年3月26日まで（以下、「権利行使期間」という。）

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、監査役もしくは従業員または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権の質入れ、担保権の設定および相続は認めないものとする。
- ③ その他権利行使の条件（上記①に関する詳細も含む。）は、新株予約権の募集要項、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」および同契約に基づき取締役会が定める「新株予約権割当契約に関する細則」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の事由および条件

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約、新設合併契約または株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権の割当てによる報酬の額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとにブラック・シヨールズ・モデルを用いて算定する。

以 上

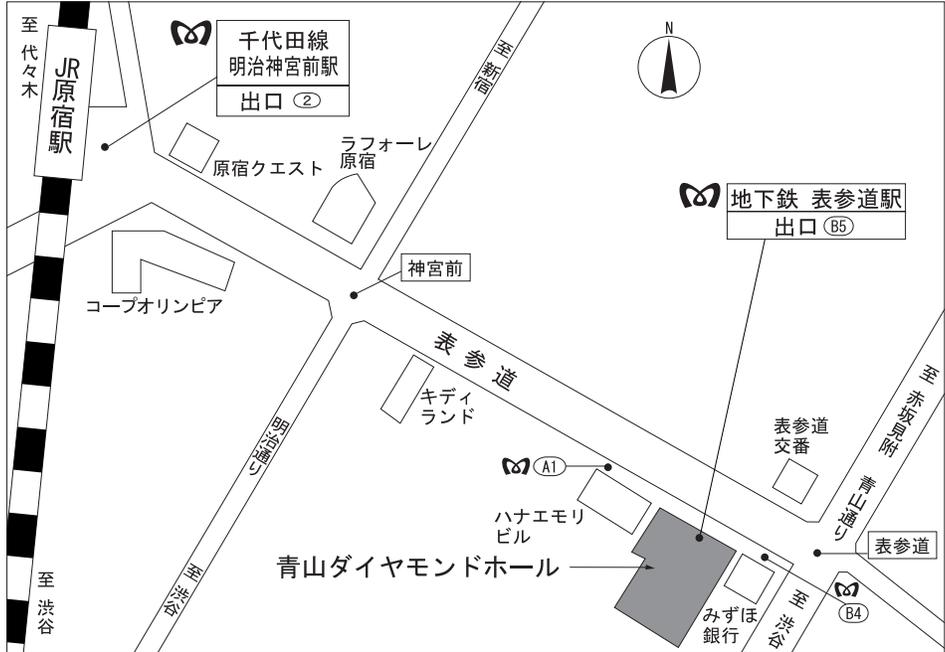
メ モ 欄

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.



株主総会会場ご案内図

会場 青山ダイヤモンドホール 1階「ダイヤモンドルーム」
〒107-0061 東京都港区北青山三丁目6番8号
TEL (03) 5467-2111 (代表)



交通のご案内 ●地下鉄 銀座線 } 表参道駅B5出口直結
半蔵門線 }
千代田線 }
●J R 山手線 原宿駅下車徒歩10分